

工事費内訳書取扱要領

第1 趣旨

この要領は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）の趣旨を踏まえ、大分県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の適正な積算を促進するため、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

県発注工事に係る一般競争入札（要件設定型一般競争入札を含む。）の入札参加者は、工事費内訳書を提出しなければならない。ただし、上記以外の工事においても、大分県談合情報対応マニュアル（平成7年2月1日施行）の定めるところ等により、工事費内訳書の提出を求める場合がある。

第3 提出方法

工事費内訳書の提出方法については、大分県電子入札運用基準（平成18年8月1日付け土企第777号）の規定による。

第4 記載内容

- 1 工事費内訳書の記載内容は、閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称（「見積参考資料」が、種目別内訳書、科目別内訳書及び細目別内訳書に区分されている場合は、名称、規格・摘要）、数量及び単位並びに入札額の根拠とした単価及び金額を明記するものとする。
- 2 入札公告の際に工事費内訳書の様式を発注者が提供した場合については、原則としてその様式を使用し、入札額の根拠とした単価及び金額を明記するものとする。なお、上記1に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。
- 3 総合評価落札方式の場合には、技術提案に要する費用を含めた金額で入札することとし、工事費内訳書にも技術提案の内容を反映させること。

なお、技術提案の内容が「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称（又は名称、規格・摘要）に含めて記載（計上）できない場合は、内訳明細書を添付のうえ、費目、工種、施工名称（又は名称、規格・摘要）を追加すること。

ただし、技術提案の内容が、「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称（又は名称、規格・摘要）に含めて記載（計上）できる場合は、追加する必要はない。

第5 入札参加者への周知

発注者は、工事費内訳書の提出等について、入札公告に記載すること等により周知するものとする。

第6 審査方法

審査は、開札後、落札候補者が提出した工事費内訳書により行うものとし、追加資料の

提出は求めない。ただし、発注者が必要と認めた場合には、落札候補者に説明を求めることができる。

第7 審査基準

1 工事費内訳書が次に掲げる事項に該当する場合は、当該落札候補者の入札を無効として取扱うものとする。

(1) 工事費内訳書の全部又は一部が未提出の場合

(2) 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の工事価格が一致しない場合

(3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費（「見積参考資料」が、種目別内訳書、科目別内訳書及び細目別内訳書に区分されている場合は、一般管理費等）の合計欄に記載された金額の合計額と工事費内訳書の工事価格が一致しない場合

(4) 値引き、減額の項目が計上されている場合（スクラップ控除等マイナス計上すべきものを除く）

(5) その他重大な不備がある場合

(注) 「見積参考資料」が、種目別内訳書、科目別内訳書及び細目別内訳書に区分されている場合、工事価格並びに直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計欄に記載された金額とは、種目別内訳書（総額）に記載されたものとする。

2 低入札価格調査基準価格未滿となった落札候補者の工事費内訳書については、上記1に掲げるもののほか、次に掲げる事項に該当する場合においても、当該落札候補者の入札を無効として取扱うものとする。

(1) 「見積参考資料」に記載した費目、工種、施工名称、数量、単位と異なる場合（総合評価落札方式の技術提案による追加項目等は除く。）

ただし、「見積参考資料」が、種目別内訳書、科目別内訳書及び細目別内訳書に区分されているときは、種目別内訳書及び科目別内訳書に記載した名称、規格・摘要と異なる場合（総合評価落札方式の技術提案による追加項目等は除く。）

第8 提出された工事費内訳書の取扱い

1 入札書提出期限後における工事費内訳書の差替、追加は認めないものとする。

2 提出された工事費内訳書は返却せず、他の入札関係書類と併せて保管する。

3 発注者は、必要に応じて、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等へ提出することがある。

第9 その他

県発注工事の受注者となった者に対しては、工事完成後に、入札時に提出した工事費内訳書と精算額が対照できる工事費内訳書の提出を求めることがある。なお、提出を求める工事は、発注者が入札公告等において定めたものとする。

附 則

この要領は、平成21年11月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日以後に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。